

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年1月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2100377 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2100069 号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 63 年 1 月 22 日から同年 1 月 12 日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 1 月 12 日から同年 1 月 22 日まで

年金記録を確認したところ、昭和 63 年 1 月 12 日から同年 1 月 22 日までの期間に係る記録がないが、A社D支店からB支店に異動となり、一日も空けず勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社D支店から同社B支店に異動となり、一日も空けず勤務していた旨主張するところ、C社の人事記録に基づく回答により、請求者がA社に継続して勤務(昭和 63 年 1 月 12 日にA社D支店から同社B支店に異動)していることが確認できることから、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 63 年 1 月 12 日に訂正することが必要である。